

日弁連審第363号
2005年(平成17年)9月9日

外国法事務弁護士 各位

日本弁護士連合会

会長 梶谷 剛

(公印省略)

いわゆる外弁法改正による外国法事務弁護士の共同事業の届出及び
共同経営者(パートナー)の外国法事務弁護士登録について(要望)

当連合会は、各外国法事務弁護士に対し本書を送付し、下記事項につき要望することになりました。つきましては、貴殿の所属する事務所におかれてもこの点ご留意いただけますよう、ご要望いたします。

記

1. 外国法事務弁護士におかれて共同事業を営んでおられる場合において、改正外弁法による共同事業の届出をしておられないときは、お届けください。
2. 外国法事務弁護士未登録パートナーがおられる場合には、速やかに外国法事務弁護士の資格承認・登録をしてください。

ご承知のとおり、いわゆる外弁法(本書面においては「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」をいいます。)が改正され、本年4月1日をもって施行されております。

外弁法第 49 条の 3 の改正規定によれば、弁護士を雇用しようとするとき又は外国法共同事業を営もうとするときは、あらかじめ、一定の事項を日弁連に届け出なければならないこととされており、

貴事務所において、この条項に該当するかどうか、該当する場合において既に届出がお済みかどうかを確認していただき、届出未了の場合にはお届けいただきますよう要請するものです。

また、パートナーに関する要請についてですが、これをご承知のとおり、弁護士法第 72 条は、弁護士又は弁護士法人でない者が報酬を得る目的で法律事務を取扱い、またはその周旋することを業とすることを禁止しています。

外国法事務弁護士については、外弁法第 6 条第 2 項により、弁護士法第 72 条の規定は適用しないとされています。しかし、いわゆる外国弁護士(本書面においては外弁法に定義する「外国において法律事務を行うことを職務とする者で弁護士に相当するもの」をいいます)であっても、日本において外国法事務弁護士としての法務省による資格承認がなされず日弁連に登録されていない者(「資格承認」及び「登録」を総称して「登録」といいます)については、弁護士法第 72 条の適用は除外されていません。従いまして、未登録の外国弁護士は日本において法律事務を取扱うことはできません。パートナーは独立して法律業務を取扱う者であるか他のパートナーと共同して法律業務を取扱うか、それらの者の収益に預かるものと考えられますので、外国法事務弁護士の登録を受けていなければ、弁護士法第 72 条に違反することになります。また、パートナーは、他のパートナーと収益を分配する関係にある者であるところ、未登録の外国弁護士が外国法事務弁護士に事件を周旋し、収益を分配する行為も弁護士法第 72 条に違反することになります。

また、外弁法第 50 条第 1 項が準用する弁護士法第 27 条は、外国法事務弁護士に対し、弁護士法第 72 条に違反する者から事件の周旋を受け、またはこれらの者に自己の名義を利用させる行為を禁止していますので、外国法事務弁護士の登録をせずに弁護士法第 72 条に違反する行為

を行うパートナーから事件の周旋を受け収益を分配した外国法事務弁護士も、弁護士法第 27 条違反となります。

さらに、本年 4 月 1 日から発効した外国特別会員基本規程第 30 条の 2 によって外国法事務弁護士に準用される弁護士職務基本規程第 11 条及び第 12 条も、弁護士法第 72 条に違反する者から事件の周旋を受けること及び外国法事務弁護士でない者（外弁登録をしていない外国弁護士を含む）との報酬分配を禁止しています。

さらに、外国特別会員基本規程第 30 条の 2、弁護士職務基本規程第 19 条により、外国法事務弁護士には、外国法事務弁護士事務所で働く外国法事務弁護士以外の者（外弁登録をしていない外国弁護士を含む）が違法又は不当な行為をしないように指導及び監督をする義務が課せられています。

以上の点をご確認いただき、貴事務所におかれましては、外弁法、弁護士法の諸規定に沿ったうえで業務に従事されるよう、指導監督されたく要望いたします。

なお、本書面は、パートナーの登録に関してご通知するものであり、パートナー以外の外国弁護士の登録の必要性について当連合会の見解を示すものではありません。